

### 背景

- 「輸出拡大実行戦略」において、加工食品は菓子・清涼飲料水・味噌/醤油・ソース混合調味料が重点品目に指定され、輸出拡大に向けては品目別に現状課題を明らかにし、各課題に応じた支援を進めることが求められている
- 戦略において「輸出産地」づくりの必要性が示される中、加工食品に関しても地域レベルまたはより広範囲での協力体制（加工食品クラスター）の構築を検討する必要がある

### 目的

- 部会・品目別分科会を通じて、食品添加物・賞味期限対応等の共通の輸出課題の解決に繋がるプロジェクト組成支援や各団体・メーカー支援を行い、輸出拡大を推進する。また、重点品目以外の加工食品の有望品目を掘り起こし、輸出拡大に向けた取組推進を支援する
- 輸出に取り組む団体・メーカーの輸出課題解消に向けた個別プロジェクトの組成や輸出事業計画策定・GI登録・加工食品クラスター組成等の取組に繋げ、有望カテゴリーの加工食品輸出拡大を図る

## 本事業における取組内容

品目別/テーマ別分科会を開催することで課題の整理や取組事例等の情報提供を行うとともに、プロジェクト組成や各団体・メーカー支援といった個別課題解消を実施。

### 課題把握・ 情報提供

#### 分科会

- ・ ヒアリング・アンケート情報等をもとに現状課題を把握し、品目別/テーマ別の分科会を開催
  - 分科会の開催：13回
    - ✓ 添加物対応セミナー、賞味期限対応勉強会、加工食品クラスター分科会、冷凍食品・冷凍流通品分科会、アメリカ/中国輸出塾、都道府県別加工食品クラスター組成検討分科会（長野県・北海道・千葉県・新潟県・群馬県・三重県）
  - 事業者ヒアリング：98件、事業者アンケート：3回
    - ✓ 添加物/賞味期限対応に関するアンケート、加工食品部会に関するアンケート

### 個別課題 解消

#### プロジェクト組成・推進

- ・ 添加物早見表の作成・添加物対応推進
- ・ 加工食品クラスター組成・賞味期限対応・冷凍技術の活用に向けた相談会の実施
- ・ 規制対応/加工食品クラスター事例集
- ・ 海外イベントへの誘導

#### 各団体・メーカー支援

- ・ 輸出事業計画策定支援：81件
- ・ 加工食品クラスター組成・推進  
GI登録支援のフォロー：24件
- ・ 輸出商社とのマッチング：106件
- ・ 補助事業活用支援：38件

## 輸出事業計画の概要

融資活用や補助事業等の優遇措置を希望する事業者・団体は、輸出拡大に係る事業に関する計画を策定し、農林水産大臣の認定を受けることが必要。

### “輸出事業計画策定の手引き”の概要

#### 根拠

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する**法律**（令和元年法律第57号）に基づく制度
  - “国内で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行うものは、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るため、これらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる”

#### 主な 認定基準

- ターゲットとする**輸出先国のニーズを具体的に把握**していること
- 輸出に対応するための**課題と取組が明確**な内容となっていること
- 目標年における**輸出額の設定**が現在の商流と新たな商流から**適正**な設定となっていること
- 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、**PDCAサイクルを回せる体制が整備**されていること

#### 計画策定 対象者の 類型

- ① **GFPグローバル産地づくり推進事業を活用**する場合
- ② 輸出関連事業等における**優遇措置（優先採択等）を希望**する場合
- ③ **支援チームによるサポート等を希望**する場合
- ④ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき**リスト化された輸出産地・事業者**
- ⑤ **日本政策金融公庫の制度資金の活用を希望**する場合
- ⑥ ①～⑤の複合型
- ⑦ 計画策定のみで特段の支援を希望しない場合

## 輸出事業計画策定の意義

事業者・団体は、輸出事業計画を通じて輸出概況・現状の課題を国に報告することで、輸出拡大に繋がる補助金採択等の優先的な措置を受けることができるほか、将来的に課題・ニーズに沿った政策・支援メニューへの反映にもつながられる。

### 農林水産省

- 輸出目標や輸出取組実施のための課題・対策の把握
  - 事業者・団体の輸出事業計画を通してよりの確に把握
- 輸出目標達成のための支援の検討・実施
  - 把握した課題・対策をもとに今後の補助メニュー等を検討

政策・支援  
メニューへ反映



輸出概況・  
現状課題報告



輸出事業計画

### 事業者・団体

- 輸出関連事業等の優遇措置
  - 補助金の優先採択等
- 輸出産地支援チームのサポート
  - 国、JETRO、都道府県、専門家等によるサポート
- 日本政策金融公庫による融資
  - 食品流通改善資金、HACCP資金
- 実効性のある輸出取組への着手
  - 輸出に係る状況を改めて整理することで、実効性のある輸出取組検討が可能

## 輸出事業計画の申請資料概要

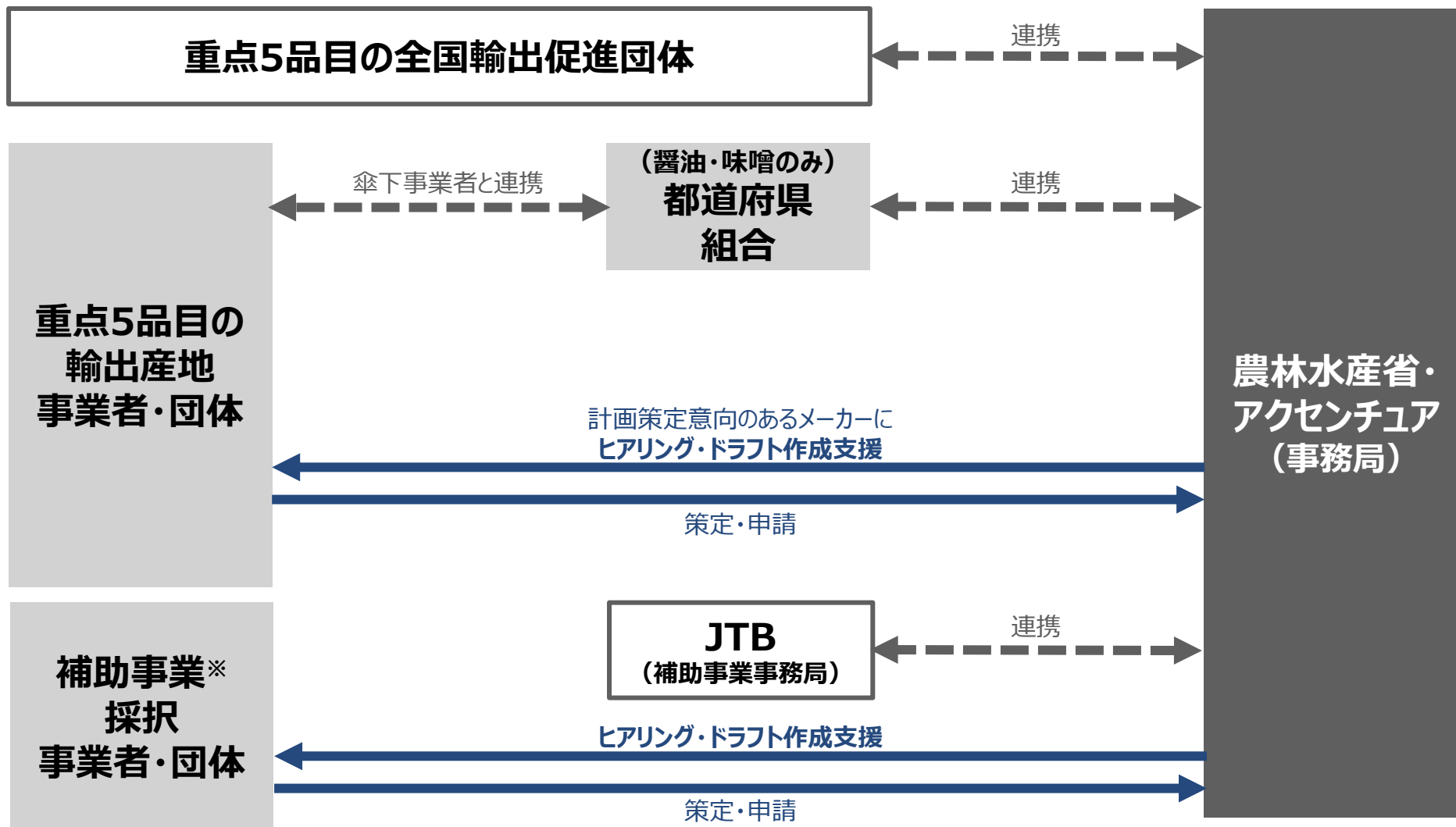
重点5品目・補助事業採択の事業者・団体において輸出事業計画の作成が必要となっており、地方農政局または都道府県に対して申請し、認定されることが求められる。

### 加工食品事業者における輸出事業計画申請の概要

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | <ul style="list-style-type: none"><li>重点5品目のすべての輸出産地事業者・団体</li><li>補助事業※採択された事業者・団体（※令和2年度地域の加工食品の国際競争力強化支援事業）</li></ul>                                                                                                                                                                               |
| 提出資料 | <ul style="list-style-type: none"><li>全事業者・団体において作成<ol style="list-style-type: none"><li>（様式1）輸出事業計画認定申請書</li><li>（様式1（別紙））輸出事業計画 ※Word形式</li><li>（様式2）輸出事業計画公表用資料 ※PowerPoint形式<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 様式2は農林水産省HPで公表</li></ul></li></ol>※農地法の特例を受ける場合・融資を希望する場合等は別資料の作成が必要</li></ul> |
| 提出先  | <ul style="list-style-type: none"><li>地方農政局へ直接、または都道府県を経由して申請<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 輸出関連事業の優遇措置、支援チームによるサポート等を希望する場合は、事業者・団体から都道府県へ申請のうえ、都道府県から地方農政局へ提出</li></ul></li></ul>                                                                                                           |

## 輸出事業計画策定時の支援体制

重点5品目の輸出産地事業者・補助事業採択事業者等に対し、全国団体・補助事業事務局と連携した支援体制の構築により、輸出事業計画策定支援を実施。



## 輸出事業計画の記載ポイント

実行性のある輸出事業計画策定に向け、事業者・団体と調整のうえ、具体的かつ現実的な内容で取組内容、輸出目標額、ターゲット国、連携体制等を明記することが重要。

### 記載事項

1. 輸出における**現状と課題**
2. 輸出事業計画の**取組内容**
3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うための  
**PDCA実施体制**
4. 輸出**目標額**
5. 輸出ニーズの把握状況と**ターゲット国**の設定
6. 商流の現状と今後の**商流展開**
7. 事業の**組織体系及び連携体制図**

### ポイント

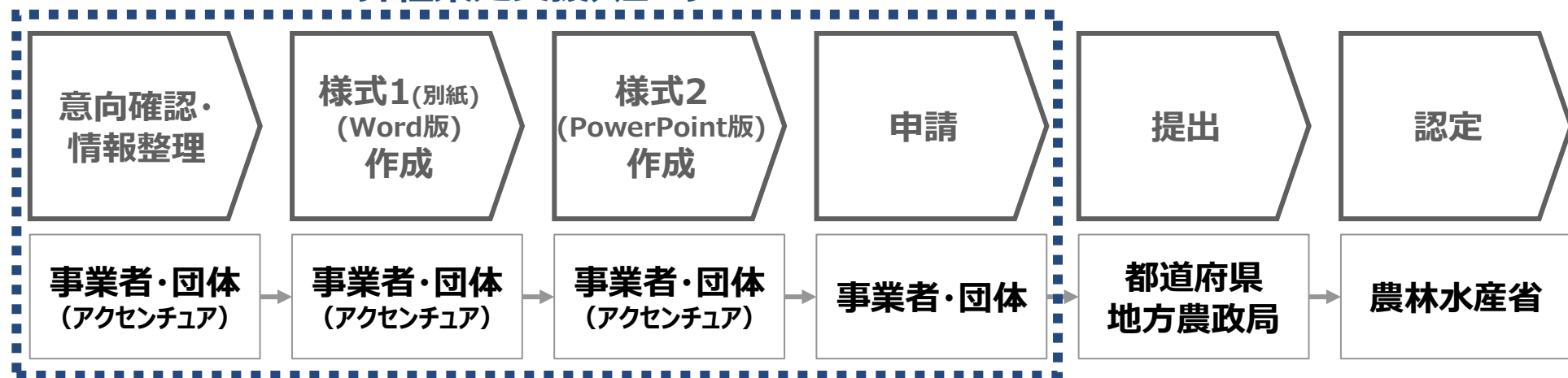
- 実効性のある計画策定に向け、計画の認定基準に留意のうえ、**具体的・現実的な内容**を記載
  - 現状の輸出課題・課題解決のための取組予定
  - 輸出支援団体や専門家との連携による継続性のある実施体制
  - 現実的な試算による短期・中長期の輸出目標額の設定
  - ターゲット国および具体的な有望性・選定の理由
  - 輸出目標額の達成に向けた、適切な商流設定
    - ✓ 販売チャネル（小売／外食、日系／現地系等）を明確に記載
- 公表資料については事業者・団体と連携し、**公表可能な記載内容・範囲**を調整

## 輸出事業計画策定・申請における弊社支援スコープ

弊社支援により、輸出事業計画策定意向の確認から、申請書類作成に向けた情報整理、申請書類のドラフト作成、実際の申請までの一連の手続きを包括的にサポート。

### 弊社策定支援スコープ

策定・申請の流れ



弊社の支援概要

- 事業者・団体へ計画**策定意向を確認**
- 既存資料・過去のヒアリング情報等を基に**記載事項を整理**
- 補足情報の聞き取りを実施し**必要な情報を追加**
- 集約した情報をもとに、様式1 (Word版)の**ドラフト作成**
- 非公表版として個社名等の**詳細情報を明記**
- 事業者・団体に記載内容を確認いただき最終化
- 様式1を基に、事業者・団体で様式2 (PowerPoint版)の作成
- 自社での作成が困難な場合は、適宜**公表版資料の作成支援も対応**
- 事業者・団体ごとの提出先・提出物等の案内・情報提供
- 書類一式の不備等がないかを**最終確認**
- 万が一、申請書類の記載事項に不足等があった場合は、事業者・団体と連携のうえ、**修正対応のフォロー**
- 随時、優遇措置がある**補助金等の情報を共有**

# 輸出事業計画策定の流れ・ポイント

| フロー               | 主体                  | 内容                                                                                                                             | ポイント                                                                                                                                |
|-------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意向確認・<br>既存資料収集   | アクセンチュア<br>食品製造課    | <ul style="list-style-type: none"> <li>貴省と連携し、輸出産地や補助事業活用事業者、輸出有望事業者等に計画作成意向を確認</li> <li>補助事業計画書や輸出取組に関わる資料を事業者より収集</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>醤油・味噌事業者については地方農政局・組合と、補助事業活用事業者についてはJTBと連携して意向を確認</li> </ul>                                |
| 様式1(別紙)<br>ドラフト作成 | アクセンチュア             | <ul style="list-style-type: none"> <li>受領した情報をもとに、様式1（別紙）のドラフトを作成</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業申請書は「事業概要」や「過去の輸出取組」等共通項目が多く活用可能</li> </ul>                                              |
| ヒアリング<br>詳細化      | アクセンチュア<br>加工食品メーカー | <ul style="list-style-type: none"> <li>不足箇所・深掘が必要な箇所についてヒアリング</li> <li>非公開資料として、可能な限り具体的な内容・企業名まで記載</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>輸出熟度が低い事業者に対しては輸出課題や取組等について共に整理・検討</li> <li>類似事業者の課題・取組内容、GFP支援や補助事業等をインプットにアドバイス</li> </ul> |
| 様式2作成             | アクセンチュア             | <ul style="list-style-type: none"> <li>様式1（別紙）をもとに、公表用概要版として様式2を作成</li> </ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>参考として、農水省のHPに掲載がある他事業者の公表版を共有</li> </ul>                                                     |
| 省内<br>事前確認        | 食品製造課               | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者による計画提出前に、省内の事前確認を進める</li> <li>加筆・修正依頼があれば提出前に対応</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>完成度の高い計画作成のため、食品製造課への事前確認と併せて、輸出支援課に出向の弊社社員とも情報連携し事前確認</li> </ul>                            |
| 最終版確定・<br>提出      | 加工食品メーカー            | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者・団体ごとの提出先・提出物等の案内・情報提供</li> <li>書類一式の不備等がないかを最終確認</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の内容については、都道府県や農政局に対しても適宜説明</li> </ul>                                                      |
| 提出後フォロー           | アクセンチュア             | <ul style="list-style-type: none"> <li>万が一、申請書類の記載事項に不足等があった場合は、事業者・団体と連携のうえ、修正対応のフォロー</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>提出状況については、貴省と随時連携</li> </ul>                                                                 |

## 輸出事業計画策定に係る弊社支援状況

補助事業事務局のJTBや地方農政局・組合と連携のうえ、醤油・味噌を中心とする事業者・団体や補助事業採択事業者・団体に策定支援に関する連絡を行い、現時点で81件の輸出事業計画を作成支援済。

### 支援事業者・団体数

### 内容

#### 弊社支援の案内

- JTBが補助事業採択事業者・団体への案内を実施

- 農水省の補助事業※事務局であるJTBと連携し、補助委事採択事業者・団体にJTB経由で弊社支援を案内  
※「令和3年度 加工食品輸出産地確立緊急対策」

#### 資料作成の支援

- 上記のうち **81**

- 既存資料・過去のヒアリング情報等を基に、ドラフト作成等の資料作成支援を実施
  - 必要に応じ追加ヒアリングも実施
- 事業者・団体と連携し、記載内容及び公表範囲を調整
- 事業者による計画提出前に、省内の事前確認を進める

#### 作成済

- 上記のうち **67**

- 事業者・団体ごとの提出先・提出物等の案内・情報提供
- 万が一、申請書類の記載事項に不足等があった場合は、事業者・団体と連携のうえ、修正対応のフォロー